

# 就職に役立つ訓練講座を受けたい ひとり親家庭のパパ・ママを応援します！ 自立支援教育訓練給付金

## 自立支援教育訓練給付金とは

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合に、受講のために支払った費用の一部を支給します。

支給については、**受講前に講座の指定を受ける必要があります**。必ず事前にお住まいの担当窓口へご相談ください。

## ➤ 対象者

- 母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童(20歳に満たない者)を扶養し、以下の要件を全て満たす方
- ・ 自立に向けた計画の策定等の支援を受けていること。
  - ・ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められること。
  - ・ 過去に自立支援教育訓練支援金(本制度)の支給を受けたことがないこと。

## ➤ 対象となる講座

雇用保険法による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座。

※「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」については、専門資格の取得を目的とする講座に限ります。

## ➤ 支給額

1 雇用保険法(ハローワーク)による教育訓練給付金の受給資格がない方

- (1) 「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」の指定講座を受講される場合  
対象教育訓練のために支払った費用の60%に相当する額  
(上限:20万円、1万2千円以下は対象外)

- (2) 「専門実践教育訓練」の指定講座を受講される場合  
対象教育訓練のために支払った費用の60%に相当する額×修学年数  
(上限:修学年数×40万円、最大160万円、1万2千円以下は対象外)

※(2)の場合、修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合には、支払った費用の85%  
(上限:修学年数×60万円、最大240万円)が支給されます。

2 雇用保険法(ハローワーク)による教育訓練給付金の受給資格がある方

上記1 (1)又は(2)の支給額から、雇用保険法(ハローワーク)からの教育訓練給付金の額を差し引いた額(差し引いた額が1万2千円以下になる場合は支給対象外)。

ただし、雇用保険制度の「専門実践教育訓練給付金」が、1 (2)の上限額を上回る場合には、本給付金は支給されません。

※ 自立支援教育訓練給付金の支給は**受講修了後の後払い**となります。ただし、専門実践教育訓練の指定講座を受講する者であって、雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者は、支給単位期間(6か月)ごとの分割支給が可能となる場合があります。

## ➤ 他の給付金との併給について

- 高等職業訓練促進給付金との併給をできる場合があります。
- 高等職業訓練促進資金貸付制度(窓口:沖縄県母子寡婦福祉連合会)とは併給ができません。

## ➤ 申請手続き(下記の2回の申請が必要です)

### 1 講座指定申請

必ず、**受講開始前**に事前相談の上、講座指定申請書に必要書類を添付して申請してください。

<必要書類>

- ① 講座指定申請書、② 確認書、③ 世帯全員の戸籍謄本、④ 住民票謄本(同居者全員分)、⑤ 児童扶養手当証書(写)、⑥ 所得課税証明書、⑦ 受講を希望する講座の教育訓練施設名・講座名・受講期間・受講内容・受講料が記載された書類(パンフレットや入校証明書など)、⑧ 運転免許証(写)、⑨ 「教育訓練給付金支給要件回答書」(ハローワークにて取得可能)

### 2 支給申請

指定講座修了日から起算して 30 日以内に、支給申請書に必要書類を添付して申請してください。

<必要書類>

- ① 支給申請書、② 講座指定通知書、③ 世帯全員の戸籍謄本、④ 住民票謄本(同居者全員分)、⑤ 児童扶養手当証書(写)、⑥ 修了証明書、⑦ 領収書、⑧ 所得課税証明書

## ➤ お問い合わせ先

お住まいの 町村	福祉 事務所名	連絡先
国頭村・大宜味村・ 東村・今帰仁村・本 部町・伊江村・伊平 屋村・伊是名村	北部福祉 事務所	(0980) 52-0051
恩納村・宜野座村・ 金武町・読谷村・嘉 手納村・北谷町・北 中城村・中城村	中部福祉 事務所	(098) 989-6603
西原町・与那原町・ 南風原町・八重瀬 町・渡嘉敷村・座間 味村・粟国村・渡名 喜村・南大東村・北 大東村・久米島町	南部福祉 事務所	(098) 889-6364
多良間村	宮古福祉 事務所	(0980) 72-3771
竹富町・与那国村	八重山福祉 事務所	(0980) 82-2330

お住まいの 市	担当部署	連絡先
那覇市	子育て応援課	(098)861-6951
宜野湾市	児童家庭課	(098)893-4411
浦添市	子ども家庭課	(098)876-1234
名護市	子育て支援課	(0980)53-1212
糸満市	こども未来課	(098)840-8191
沖縄市	こども家庭課	(098)939-1212
豊見城市	子育て支援課	(098)850-0143
うるま市	児童家庭課	(098)973-4983
宮古島市	児童家庭課	(0980)73-1966
南城市	児童家庭課	(098)917-5343
石垣市	こども家庭課	(0980)87-0771

詳しくは、沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課まで  
TEL: 098-866-2500 MAIL: aa001309@pref.okinawa.lg.jp